

利用料金制の導入について(お知らせ)

平素は岸和田市スポーツ施設をご利用いただき、ありがとうございます。

岸和田市では平成 26 年 4 月 1 日から下記の各施設において利用料金制(※1)を導入しています。

オーパスシステムの口座振替によりスポーツ施設の使用料を徴収出来なかった場合、指定管理者(※2)がその使用料を請求することになりました。

請求方法や支払い方法等が指定管理施設と岸和田市所管施設で異なることがありますが、ご了承願います。

また、利用料金制の導入に伴い、「岸和田市スポーツ施設情報システム利用者登録要綱」の一部を変更させていただきましたので、別紙のとおり通知致します。

※1 利用料金制：体育館やテニスコート、グラウンド等のスポーツ施設の使用料を指定管理者の収入として取り扱う仕組み。

※2 指定管理者：岸和田市が期間を定めて指定し、市営施設の管理を委託している団体。

記

[各スポーツ施設の指定管理者(平成 26 年 4 月 1 日~)]

指定管理者名	施設名	連絡先
岸和田市公園緑化協会 ・ ミズノグループ	岸和田市総合体育館	072-441-9200
	中央公園スポーツ広場 中央公園テニスコート	
一般財団法人岸和田市公園緑化協会	浜工業公園球技広場 浜工業公園テニスコート	072-444-4371

(注1) 上記指定管理施設においても、オーパスシステムによる2回目引き去り不能通知まではオーパスシステム管理者の岸和田市からご案内させていただきます。

(注2) 上記指定管理者は、岸和田市との取り決めに基づきオーパスシステム関連業務を行い、オーパス登録情報を閲覧及び使用致します。

お問い合わせ先

岸和田市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課

岸和田市岸城町7番1号(岸和田市役所 旧館地下一階)

電話 072-447-7072